

○盛岡・紫波地区環境施設組合公用車運行管理規程

昭和58年3月31日訓令第5号

改正 平成4年4月1日訓令第3号（題名改称）

（趣旨）

第1条 この訓令は、盛岡・紫波地区環境施設組合の公用車の運行管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（運行管理）

第2条 公用車の運行管理の実施については、矢巾町公用車運行管理規程（昭和44年矢巾町訓令第5号）の例による。

附 則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。